

傷病手当金のご案内

健康保険の被保険者の方が、病気やケガによる療養のために欠勤し、会社から十分な給与を受け取ることができないときに健康保険から手当が支給されます。ただし、この制度は区市町村の国民健康保険にはありません（新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給を除く）。

■ 支給の要件

- ◆ 業務外での病気やケガによる療養のための休業であり、かつ、医師が労務不能な体調であると判断していること
入院、自宅療養は問いません。
- ◆ 仕事に就くことができず、連続する3日間を含み4日以上仕事を休んでいること
支給前に3日間の労務不能な状態が連続している必要があります。
- ◆ 休業中に給与の支払いがないこと
給与が支給されていても、傷病手当金の額より少ない場合は支給されます。

■ 支給の期間

療養のために欠勤した4日目（支給開始日）から、通算して1年6か月間支給されます。

※ 支給を開始した日が令和2年7月1日以前の場合は、今までどおり支給を開始した日から最長1年6か月までの期間になります。

■ 支給額(1日あたり)

$$\frac{\text{支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{\div 30日 \times 2/3}$$

■ 申請窓口

- ◆ 全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険 … 保険証に記載された全国健康保険協会の各都道府県支部
 - ◆ その他の健康保険組合・共済組合 … 保険証に記載された健康保険組合・共済組合
- ※ 申請には各健康保険の申請書が必要になり、職場や医師が記載する欄もあります。

■ その他

- ◆ 退職後も傷病手当金を受給できる場合があります。そのためには、健康保険の資格喪失の日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上あり、現に傷病手当金を受けている、または、受けることが可能な状態（支給要件を満たしている）である必要があります。ただし、退職後に一度仕事に就くことができようになり、その後再び仕事に就くことができなくなった場合には、傷病手当金が支給されません。
- ◆ 傷病手当金を受ける期間が残っていた場合でも、同じ病気やケガで障害年金を受けることになった場合には、支給されません。ただし、障害年金の額が傷病手当金の額を下回る場合には、差額分が支給される場合があります。
- ◆ 同一疾病につき一度の支給になります。ただし、一度治癒した病気が再発した場合には、再度受給できることもあります。その取り扱いについては各健康保険の判断になります。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」

または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）

